

# 令和2年第6回南島原市教育委員会定例会

日時 令和2年6月26日（金） 午後2時  
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第35号 南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

議案第36号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

議案第37号 南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

議案第38号 有家ブロック小学校の統合に伴う統合小学校名の決定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和2年度南島原市一般会計補正予算（第4号）について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉会

# 令和2年第6回南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○令和元年5月の諸会議並びに諸行事

- 21日(木) 14:00 令和2年第5回教育委員会定例会(南有馬庁舎)  
終日 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(山口市) (来年度に延期) ~ 22日
- 25日(月) 10:00 口之津歴史民俗資料館内覧会(口之津歴史民俗資料館)
- 26日(火) 14:00 令和2年度第1回教科書採択協議会(雲仙市) (中止)

## ○令和2年6月の諸会議並びに諸行事

- 1日(月) 10:30 第5回南島原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)  
14:00 学童傘(JA島原・雲仙より寄付)贈呈式(南有馬庁舎)
- 4日(木) 14:00 令和2年第1回教育委員会臨時会(南有馬庁舎)
- 5日(金) 10:00 令和2年第1回市議会臨時会(有家庁舎)
- 9日(火) 10:30 南島原市校長会第2回研修会(コレジヨホール)
- 12日(金) 9:30 教育委員辞令交付式(西有家庁舎)
- 18日(木) 14:30 部局長会議(西有家庁舎)
- 25日(木) 10:00 令和2年第2回市議会定例会(開会)(有家庁舎)

議案第35号

南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

提案理由

南島原市立学校給食センター条例第4条及び南島原市立学校給食センター条例施行規則第7条の規定により、南島原市学校給食運営審議会委員を委嘱したいので提案す

令和2年6月26日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

令和2年度南島原市学校給食運営審議会委員名簿

議案第35号資料

NO	区分	フリガナ 氏名	備考
1	関係学校長	スガ ヒデアス 菅 秀康	食育推進ブロック代表校長
2		フジタ テツオ 藤田 哲夫	自校方式調理場代表校長
3	関係学校PTA代表	カンザキ ミヒロ 神崎 光博	市PTA連合会会長
4		オオノ メグミ 大野 恵	市PTA連合会母親委員長
5	学識経験者	ヤマモト タダヨシ 山本 忠喜	前学校給食会長
6		シオタ キヌヨ 塩田 絹代	教育委員

議案第 36 号

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

新学習指導要領の実施及び再任用の特例を適用するため、所要の改正を行うもの。

令和 2 年 6 月 26 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

南島原市招致外国青年任用規則（平成18年南島原市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「外国語活動等」を「外国語科、外国語活動等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における任用期間の特例）

- 3 第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年度においては、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においても、1年間の再度の任用を行うことができる。

附 則

この規則は、令和2年7月1日の日から施行する。

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校における<u>外国語科、外国語活動等の補助</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(令和2年度における任用期間の特例)</p> <p>3 <u>第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年度においては、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においても、1年間の再度の任用を行うことができる。</u></p>	<p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校における<u>外国語活動等の補助</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

改正

平成19年3月30日規則第4号  
平成20年4月1日規則第20号  
平成21年6月1日規則第32号  
平成22年3月31日規則第17号  
平成22年6月29日規則第40号  
平成23年6月27日規則第22号  
平成24年3月30日規則第12号  
平成25年3月29日規則第18号  
令和元年8月30日規則第2号

南島原市招致外国青年任用規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条・第4条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第5条—第7条）
- 第4章 報酬その他の給付（第8条—第10条の2）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）
- 第6章 服務（第20条—第27条）
- 第7章 懲戒（第28条）
- 第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この任用規則（以下「規則」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 国際交流活動に従事する参加者
- (2) 外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- (3) 所属長 国際交流員又は外国語指導助手が所属する組織の長
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

（国際交流員の職務）

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。



- (1) 地方公共団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- (2) 地方公共団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (5) その他所属長が必要と認める職務  
(外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語科等の授業の補助
- (2) 小学校における外国語科、外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動及び部活動等への協力
- (6) 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

### 第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第5条 参加者の任用期間は、1年間とする。

- 2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続く5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第6条 参加者は、前条の任用期間を誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第7条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理

由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。)を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

#### 第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

**第8条** 参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により、月額28万円（再任用された場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円）とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。
- 4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

**第9条** 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

**第10条** 参加者が職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、費用を弁償する。

- 2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第5条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国費用を弁償することができる。

**第10条の2** 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

### (勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 国際交流員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時15分から午後5時15分までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

(2) 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

### (休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

### (年次有給休暇)

第13条 参加者は、第5条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

3 参加者が第5条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

### (病気休暇)

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 女子の参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (10) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する3日間以内
- (11) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- (12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う参加者が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

2 前項第1号から第4号まで、第10号及び第11号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号まで及び第12号の特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。
- (2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ぱのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号及び第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第9号まで及び第12号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

## 第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した

後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

## 第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

## 第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第18号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の招致外国青年就業規則（平成6年深江町規則第12号）、招致外国青年就業規則（平成12年北有馬町教育委員会規則第7号）又は招致外国青年就業規則（平成13年加津佐町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度における任用期間の特例)

- 3 第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年度においては、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においても、1年間の再度の任用を行うことができる。

議案第 37 号

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

新学習指導要領の実施及び職務の見直しにより、所要の改正を行うもの。

令和 2 年 6 月 26 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二



南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則

南島原市英語指導助手任用規則（平成28年南島原市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「外国語活動等」を「外国語科、外国語活動等」に改め、同項第5号を次のように改める。

（5） 特別活動への協力

第3条第1項に次の4号を加える。

（6） 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供

（7） 外国語スピーチコンテストへの協力

（8） 地域における国際交流活動への協力

（9） その他所属長又は校長が必要と認める職務

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(英語指導助手の職務)</p> <p><b>第3条</b> 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校における<u>外国語科、外国語活動等の補助</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>特別活動への協力</u></p> <p>(6) <u>外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供</u></p> <p>(7) <u>外国語スピーチコンテストへの協力</u></p> <p>(8) <u>地域における国際交流活動への協力</u></p> <p>(9) <u>その他所属長又は校長が必要と認める職務</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(英語指導助手の職務)</p> <p><b>第3条</b> 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校における<u>外国語活動等の補助</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他所属長又は校長が必要と認める職務</u></p> <p>2 (略)</p>

改正

令和2年3月27日教育委員会規則第5号

南島原市英語指導助手任用規則

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 職務 (第3条)
- 第3章 任用期間及びその終了 (第4条—第6条)
- 第4章 報酬その他の給付 (第7条—第10条)
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職 (第11条—第19条)
- 第6章 服務 (第20条—第27条)
- 第7章 懲戒 (第28条)
- 第8章 公務災害補償等 (第29条・第30条)
- 第9章 雑則 (第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、語学指導外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年のうち、JETプログラムによる任用以外の参加者（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 英語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- (2) 所属長 英語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(英語指導助手の職務)

第3条 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語科等の授業の補助
- (2) 小学校における外国語科、外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動への協力
- (6) 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力

- (8) 地域における国際交流活動への協力
  - (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務
- 2 英語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

### 第3章 任用期間及びその終了

#### (任用期間)

第4条 参加者の任用期間は、1年間とする。

- 2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、通算して3年を限度として更新することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると市が認めた場合は、3年を超えて更新することができる。

#### (退職)

第5条 参加者は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

#### (免職)

第6条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
  - (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
  - (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
  - (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
  - (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

### 第4章 報酬その他の給付

#### (報酬及びその計算)

第7条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額28万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。

4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

**第8条** 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

**第9条** 参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、条例第8条の規定により、費用を弁償する。

2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第4条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

**第10条** 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

**第11条** 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

**第12条** 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

**第13条** 参加者は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

3 参加者が第4条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

(病気休暇)

**第14条** 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

**第15条** 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間

(2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

(3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間

(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間

(5) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

(6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(7) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(10) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する3日間以内

- (11) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- (12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う参加者が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (13) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで、第10号、第11号及び第13号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号まで及び第12号の特別休暇は無給とする。

（休職）

**第16条** 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。
- (2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

（起訴休職）

**第17条** 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

（勤務禁止）

**第18条** 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ぱのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者
- (2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

（休暇及び休職の手続）

**第19条** 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号、第11号及び第13号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第9号まで及び第12号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

- 3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。
- 4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

## 第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業の従事等制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

## 第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1



月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

## 第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第18号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

## 第9章 雑則

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日教育委員会規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 38 号

有家ブロック小学校の統合に伴う統合小学校名の決定について

提案理由

有家ブロック小学校（南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校）の統合に伴う統合小学校名について、下記のとおり決定したいので、教育委員会の意見を求める。

令和 2 年 6 月 26 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

- 1 南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校を令和 3 年 3 月 31 日に廃止し、令和 3 年 4 月 1 日に統合小学校を設置

（統合小学校名） 「南島原市立有家小学校」

有家ブロック小学校の統合に伴う統合小学校名の決定について

○ 校名案決定の経緯

令和元年6月24日（月） 第1回有家ブロック小学校統合準備委員会総務部会

- ・統合小学校の校名についてアンケートを実施する方針を確認

令和元年8月 8日（木） 第2回有家ブロック小学校統合準備委員会総務部会

- ・統合小学校の校名についてアンケート内容及び実施方法を決定

P T A 会 員、地 域 住 民 を 対 象 に ア ン ケ ー ト を 実 施

令和元年12月5日（木） 第3回有家ブロック小学校統合準備委員会総務部会

- ・アンケート結果を基に協議

アンケート依頼総数 1,881人

回収数 454人

(内訳)・「有家小学校」がよい・・・159人(35%)

・準備委員会に一任・・・264人(58%)

・その他・・・・・・・・・・31人(7%)

- ・統合小学校校名案を「南島原市立有家小学校」とし、統合準備委員会に提案することを決定

令和2年1月28日（火） 第5回有家ブロック小学校統合準備委員会

- ・統合小学校の校名案について、総務部会からの提案を協議した結果、次のとおり決定する。この結果を定例教育委員会へ上程する。

統合小学校の校名案は、「南島原市立有家小学校」とする。